



平成23年8月23日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

〒113-0034
文京区湯島2-33-12
金型年金会館2階
東京都総合厚生年金基金協議会
会長 越 昭太郎
TEL 03-3834-1397
FAX 03-3834-1398
E-mail:tosoki@hyper.ocn.ne.jp

「パブリックコメントへの意見（企業年金に係る財政運営基準等
の見直し）」について

確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、
厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正に関する意見募集につきまして、別
紙のとおり意見を申し上げます。

「パブリックコメントへの意見(企業年金に係る 財政運営基準等の見直し)」について

7月14日付で「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正に関する意見募集について」、いわゆるパブリックコメントが公表された。施行令等の改正の趣旨は「企業年金制度運営について、より適切かつ円滑に実施できるよう要望を受けている。また、市場の短期的変動が拡大する中で、企業年金の財政運営について様々な課題が指摘されている。このため、このような要望や課題を踏まえ、企業年金制度の効率化や財政の健全化を図る観点から見直しを行う。」とされている。

しかしながら、今回のパブリックコメントにおいては、東総基として、かねてから要望している掛金対応の猶予、下方回廊方式適用の恒久化等をはじめとする8項目の要望事項を無視し、強いては基金制度そのものを逆行せしめるような厳しい内容となっており、中小企業に働く多くの勤労者の老後の所得保障を担っている基金関係者としては、大変残念な思いである。

つきましては、今般のパブリックコメントに対する意見・要望として、基金運営の現場の混乱を招くことなく、基金運営の正常化と掛金負担者の納得を得られるよう、パブリックコメントについて、以下のとおり意見具申いたしますので、ご配慮いただきますとともに、今の財政運営基準の改正手続の進め方を改め、より良い対応が図られるよう、東総基を始め関係団体との意見交換を実施していただき、中小企業や基金の実態を認識のうえ対応を下さるようお願い申し上げます。

記

1. 掛金の引上げ猶予の延長について

提言 掛金引上げの猶予期間を、当面、延長する。

理由 リーマンショックの傷がいやされる前に東日本大地震に襲われた日本の現状を鑑み、また、5月2日付公布された「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等により実施された保険料を免除する取扱い等も考慮のうえ、応分の期間について掛金の引上げを猶予することが必要である。

2. 財務諸表の簡素化・透明化及び積立状況の的確な把握について

提言 財務諸表においては、最低責任準備金(継続基準)、過去勤務債務残高及び許容繰越不足金にかかる調整科目は継続使用することとし、責任準備金を、従来どおり、最低責任準備金と数理債務に分けて計上することとする。また、下方回廊方式を恒久化するとともに財政再計算にも使用することとし、併せて、許容繰越不足金の許容幅の拡大と償却期間延長を行うこととする。

理由 財務諸表は債務と債務内容を明確にし、また債務と掛金の関係を透明にし、もって、基金の財政運営の観点から、基金の現状把握と将来の予測が図れるものとする必要がある。パブコメの内容では結論は分かるが、経営分析が不透明になる。なお、下方回廊方式の恒久化・普遍化及び許容繰越不足金の許容幅の拡大は市場の変動幅の拡大等に対応したものである。償却期間延長は掛金引上げをより平準化したものである。

3. 非継続基準について

提言 非継続基準のうち最低積立基準額に関する部分は廃止する。なお、廃止が困難な場合は90%ルールと回復計画の作成を当面継続することとし、その取り扱いは、別途、関係者間で協議することとする。

理由 非継続基準は厚生年金基金制度が創設されてから30年以上も経過した平成9年に導入された新規の基準であり、基金運営の現場は承知しておらず、単にこの基準を押しつけるため同時に採用された90%ルールや回復計画の作成等は、混乱を回避するだけの取扱いである。したがって、90%ルールや回復計画の作成の廃止をもって、原理原則に戻るという考えは間違いである。原理原則は非継続基準(最低積立基準額)の廃止である。

また、非継続基準における積立比率に応じた掛金拠出の方法は、財政中立化という大幅な財政方式の変更による影響を考慮しておらず、実行利用には重大な欠陥がある。回復計画による方法が現実的でないなら、その短所(年金資産積増しの利率等)を修正して使用することの方が積立比率に応じた方法より現実的である。

4. 指定基金の指定要件について

提言 単年度で純資産が最低責任準備金の8割を下回った基金を新たに指定基金に追加することは、リーマンショック時の平成20年度の事例をみても分かるとおり、大きな混乱が生じられると思われる。このような一時的な資産の減少への対応は他の方法で行うこととする。

また、指定基金が策定する健全化計画における、最低責任準備金の予測に用いる利率を厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないものとする場合は、基金の年金資産の見通しに用いる利率を基金の予定利率を下回らないものとする等、整合性が図れた利率を使用することとする。

理由 健全化計画の策定方法に整合性が図られていないことから、設立事業所等一般社会が納得できる合理的な方法とする。

5. その他

基金の財政を早急に改善する観点から、以下の提言をいたします。

(1) 代行給付相当額算出の調整率について

提言 代行給付相当額を算出する調整率の 0.875 を早急に見直すか7号方式を利用できるようにする。

理由 代行給付相当額算出の調整率(0.875)については16年法律改正時に「有意な数値を得て見直す。」としていたが、まだ実現していない。調整率による基金の負担は、基金の財政運営に重大な支障となっている。財政中立化の完全実施に向け、国は責任をもって、16年法改の精神に沿い、早急に調整率の見直しをすべきである。

(2) 給付設計(減額)の変更等を行う場合の不足金の取扱い

提言 給付削減や代行型から加算型への変更等の債務削減型の給付設計の変更を行う場合は、掛金の引下げを行わない条件で、不足金の全額償却を行わなくても給付設計の変更を行うことができるようにする。

理由 給付削減や代行型から加算型への変更等の債務削減型の給付設計の変更を行う場合でも、現行「財政運営基準」により、給付削減を行っても償却しきれない不足金は追加掛金により償却することを強いられている。

このため、給付削減を実施したい基金も実行に踏み切れないでいるが、給付削減は掛金引上げが出来ないからこそ行われる給付設計の変更であること及びそれは確実に基金財政を適正化する効果があることから、現在の掛金の引下げを行わない条件であれば、不足金の全額償却を行わなくても給付設計の変更を行えるようにすることが、基金を維持継続するための緊急の課題である。